



概要

- ① 材料価格基準は、医療保険から保険医療機関や保険薬局(保険医療機関等)に支払われる際の特定保険医療材料の価格を定めたもの。
- ② 特定保険医療材料の構造、使用目的、医療上の効能及び効果等からみて類似していると認められるものを一群として機能区分を定め、その機能区分ごとの基準材料価格を厚生労働大臣が告示する。
- ③ 材料価格基準で定められた価格は、医療機関又は薬局の実際の購入価格(材料価格調査結果)に基づき定期的に改正。